

人に勧めるとバックマージンが入ると言われて...

相談内容

2週間ぐらい前、知人から「いい話がある」と誘われて参加したセミナーで、「健康食品を購入し、他の人を勧誘して販売したり入会させれば、バックマージンが入る。誰でも儲かるシステムになっている」と説明を受け、30万円分の健康食品を消費者金融で借りて購入した。しかし、商品や入会を勧めても誰も相手をしてくれず、借金の返済ができそうにないので、解約したい。数箱開封して飲んだが、クーリング・オフはできないだろうか。

アドバイス

このような販売方法を「連鎖販売取引（マルチ商法）」といいます。入会の際に、商品購入などの金銭的な負担が必要になっているのが特徴で、特異な成功例を挙げて誰でも簡単に高収入が得られるかのような説明がされますが、この相談者のように思うように勧誘ができず、負債を抱え込む人がほとんどです。

マルチ商法は、特定商取引法により、契約書面を受け取ってから20日以内であれば、クーリング・オフができます。しかも、全ての商品・サービスが対象となるので、すでに開封してしまった健康食品のような消耗品でもクーリング・オフは可能です。（その商品によって利益を得ている場合は、利益相当額を業者から請求される場合もあります。）自分が新たな会員を勧誘する時に、虚偽の説明をしたり、威圧的な勧誘をすると罰せられることとなりますので注意しましょう。

（生活環境課）

屋外焼却（野焼き）はやめましょう



屋外焼却（野焼き）は法律で原則的に禁止されています。近所の方に迷惑をかけるためにもごみの屋外焼却（野焼き）はやめましょう。少量（2袋以内）の枯葉や落ち葉は可燃ごみとして出すことができます。一時多量ごみの時には環境センターへ連絡のうえ直接持ち込むことができます。

問合せ先 環境センター

TEL 854 13813

（生活環境課）

野良イヌ・野良ネコについて



とになります。

「野良イヌ・野良ネコがかわいそうで、ついついエサをあげたら、子供を産んで困っている。」という苦情が増えています。無責任にエサを与えていると、その場所に野良イヌ・野良ネコが集まり、フンをしたり、ごみを荒らしたりします。世の中には、イヌやネコが苦手な方もいらっしゃいますし、飼い主のいないかわいそうな子イヌ・子ネコをますます増やしてしまい、結果的に近隣の方々に迷惑を掛けてしまうこと

動物を捨てることは法律違反ですし、捨てられたイヌやネコが野良になり、他人に変迷惑がかかります。小さい命でも、思いやりを持って終生一緒に暮らしましょう。やむを得ない理由により、飼えなくなったイヌ・ネコについては次の日程により引取りを行っています。それ以外の日は、広島県動物愛護センターに直接持ち込めば引き取ってくれます。（要印鑑）

問合せ先

広島県動物愛護センター  
TEL (0848) 8616511  
（生活環境課）

持参物	日時	場所
印鑑 (認め)	毎週水曜日 13:40~13:50	町民会館
	毎週水曜日 14:00~14:10	環境センター

※第5水曜日は除く  
※12月18日(木)~平成16年1月6日(火)までは休み



飼えなくなった犬・ネコについて

ご存知ですか？

せとものや植木鉢は、大型ごみの日に出すことはできません。割れた物は紙に包んで透明又は半透明のビニール袋に入れて、埋立ごみの日に出しましょう。



（生活環境課）